



発行 新潟県

第 82 号

平成30年10月19日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 主 要 目 次

## 告 示

- 1095 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定の一部解除（環境対策課）
- 1096 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 1097 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届（障害福祉課）
- 1098 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 1099 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1100 公共測量の実施通知（監理課）
- 1101 公共測量の実施通知（監理課）
- 1102 公共測量の実施通知（監理課）
- 1103 公共測量の実施通知（監理課）
- 1104 公共測量の実施通知（監理課）
- 1105 道路の区域変更（道路管理課）
- 1106 道路の供用開始（道路管理課）
- 1107 道路の区域変更（道路管理課）
- 1108 道路の供用開始（道路管理課）
- 1109 都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）

## 公 告

- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 一般競争入札の実施（財務課）

## 病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）
- 公募型プロポーザル方式に係る手続開始について（病院局経営企画課）

## 監査委員公表

- 監査の結果に基づく措置状況（監査委員事務局）

## 公安委員会規則

- 8 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則（生活安全企画課）
- 9 古物営業法施行細則の一部を改正する規則（生活安全企画課）

告 示

## ◎新潟県告示第1095号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、平成30年8月21日新潟県告示第907号により指定した形質変更時要届出区域の一部について指定を解除する。

平成30年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
村上市緑町五丁目3558番25の一部
- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 3 土壌の汚染状態が土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置  
土壌汚染の除去

## ◎新潟県告示第1096号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
共同生活援助	にじいろハウス	燕市吉田7368番地	社会福祉法人燕・西蒲原福祉会	平成30年10月1日
居宅介護	ヘルパーステーションさわやか苑長倉	長岡市長倉4丁目101	株式会社クレアメデイコ	平成30年10月1日
重度訪問介護	ヘルパーステーションさわやか苑見附柳橋	見附市柳橋町295番地2	株式会社クレアメデイコ	平成30年10月1日
居宅介護	ヘルパーステーションさわやか苑三条東	三条市北入蔵2丁目7番14号	株式会社クレアメデイコ	平成30年10月1日
重度訪問介護	ヘルパーステーションさわやか苑柏崎春日	柏崎市春日一丁目2番51号	株式会社クレアメデイコ	平成30年10月1日
就労定着支援	夢工房しば草	新発田市大手町1丁目13番2号	社会福祉法人のぞみの家福祉会	平成30年10月1日
就労定着支援	新発田地域生活総合支援センター さんさん館 i	新発田市島潟1454	社会福祉法人のぞみの家福祉会	平成30年10月1日
就労定着支援	マザーアース新発田	新発田市西園町1丁目8番6号	合同会社マザーアース	平成30年10月1日
就労定着支援	ともしび工房	三条市柳沢393番地	社会福祉法人青空福祉会	平成30年10月1日
就労定着支援	みのわの里工房はくさん	長岡市来迎寺2223番地	社会福祉法人中越福祉会	平成30年10月1日
就労定着支援	就労支援ワーク&カレッジ Oneながおか	長岡市表町1丁目10番地5 アーバンヒルズ長岡第二101	一般社団法人共笑舎	平成30年10月1日
就労定着支援	野いちご工房	長岡市関原町1丁目字中原3195番地	社会福祉法人長岡福祉協会	平成30年10月1日
就労定着支援	ワークセンターのっぺ	長岡市三ツ郷屋町331番地1	医療法人崇徳会	平成30年10月1日
就労定着支援	福祉ラボ アルファスブライ	長岡市緑町1丁目38番	合同会社アルファス	平成30年

	ト	地431	ブライト	10月1日
就労定着支援	こすもす作業所	柏崎市豊町3番10号	社会福祉法人こすもすの会	平成30年10月1日
就労定着支援	たいようSOCIOセンター	柏崎市豊町3番5号	社会福祉法人たいよう福祉会	平成30年10月1日
就労定着支援	みつけワークス	見附市熱田町字新屋166番1	社会福祉法人栃尾福祉会	平成30年10月1日
就労定着支援	スノーピークウェル	見附市新幸町5番8号	株式会社スノーピークウェル	平成30年10月1日
就労定着支援	魚野の家	南魚沼市八幡115番地4	社会福祉法人南魚沼福祉会	平成30年10月1日
就労定着支援	セルプこぶし工房	南魚沼市塩沢1379-4	社会福祉法人南魚沼福祉会	平成30年10月1日
就労定着支援	ワークセンターにしうみ	糸魚川市道平34番地2	社会福祉法人奴奈川福祉会	平成30年10月1日
就労定着支援	さくら工房	上越市高土町3丁目4番2号	社会福祉法人さくら園	平成30年10月1日
就労定着支援	北さくら工房	上越市西本町1丁目8番1号	社会福祉法人さくら園	平成30年10月1日
就労定着支援	つばき工房	上越市高土町3丁目4番12号	社会福祉法人さくら園	平成30年10月1日
就労定着支援	就労支援事業所 ふれんどり～ミルはまなす	上越市柿崎区柿崎6406番地	社会福祉法人上越市社会福祉協議会	平成30年10月1日
就労継続支援B型	米山自在館	柏崎市大字茨目字二ツ池2043番地	社会福祉法人晴真会	平成30年10月1日

## ◎新潟県告示第1097号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成30年10月19日

新潟県知事 花角 英世

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
重度障害者等包括支援	長岡療育園	長岡市深沢町字高寺2278番地8	社会福祉法人長岡福祉協会	平成30年9月30日
行動援護	こぶし24時間ケアサービスステーション	長岡市信濃2丁目6番18号	社会福祉法人長岡福祉協会	平成30年9月30日
共同生活援助	サポートハウス若生	燕市吉田若生町3-28	社会福祉法人吉田福祉会	平成30年9月30日

## ◎新潟県告示第1098号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成30年10月19日

新潟県知事 花角 英世

## 1 区域

佐渡漁業協同組合の地区のうち旧松ヶ崎漁業協同組合、旧赤泊漁業協同組合、旧羽茂漁業協同組合及び旧小木町漁業協同組合の区域

## 2 区分

大型定置漁業、かにかご漁業及びえびかご漁業以外の漁業であつて旧小木町漁業協同組合の地区のうち佐渡市小木町、小木、宿根木、強清水及び琴浦の区域の者が行う漁業

## 3 届出年月日

平成30年9月19日

## ◎新潟県告示第1099号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営紫雲寺地区区画整理(ほ場整備「担い手育成型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月19日

新潟県新発田地域振興局長

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成30年10月22日から平成30年11月16日まで

## 3 縦覧に供する場所

新発田市役所加治川庁舎

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第1100号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年10月19日

新潟県知事 花角 英世

## 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測量・河川測量)

## 2 作業期間 平成30年9月7日から平成31年3月25日まで

## 3 作業地域 姫川沿岸部及び姫川本川(河口から11.0km)

## ◎新潟県告示第1101号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年10月19日

新潟県知事 花角 英世

## 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測量)

- 2 作業期間 平成30年9月28日から平成31年1月27日まで
- 3 作業地域 新潟焼山周辺

◎新潟県告示第1102号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成30年10月1日から平成31年2月28日まで
- 3 作業地域 南魚沼市余川、川窪、四十日

◎新潟県告示第1103号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成30年10月1日から平成31年1月31日まで
- 3 作業地域 上越市大潟区九戸浜、糸魚川市大字歌

◎新潟県告示第1104号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成30年9月25日から平成31年3月29日まで
- 3 作業地域 糸魚川市親不知

◎新潟県告示第1105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高根村上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市関口字マメガキ3455番1から	新	6.5～15.4メートル	282.8メートル
同市関口字ツケモク3821番まで	旧	6.5～12.0メートル	275.4メートル

◎新潟県告示第1106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 高根村上線
- 2 供用開始の区間  
村上市関口字マメガキ3455番1から同市関口字ツケモク3821番まで
- 3 供用開始の期日 平成30年10月19日

◎新潟県告示第1107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山之坊大峰小滝線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字小滝字上屋敷11260番1から 同市大字小滝字クミ川原12067番1まで	新	7.0～38.0メートル	601.1メートル
	旧	5.6～18.4メートル	601.2メートル

◎新潟県告示第1108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 山之坊大峰小滝線
- 2 供用開始の区間  
糸魚川市大字小滝字上屋敷11260番1から同市大字小滝字クミ川原12067番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年10月19日

◎新潟県告示第1109号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
種類 妙高都市計画下水道  
名称 妙高市特定環境保全公共下水道（妙高高原処理区）
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局下水道課

公 告

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用無停電電源装置（その4）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用無停電電源装置（その4）の借上げ

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成31年1月31日（木）

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成30年10月19日（金）から平成30年10月26日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等 入札説明書による。

## 3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成30年11月8日（木） 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁入札室

## 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（平成30年10月19日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り。）を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

## (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成30年11月1日（木） 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

## (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通

知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成30年11月5日(月) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

## 6 入札手続等

### (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

### (2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

### (3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県LANシステム用無停電電源装置(その4)の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。

### (4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

## 7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

## 8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 9 契約保証金

契約金額(1に掲げる新潟県LANシステム用無停電電源装置(その4)の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 10 その他

### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

### (2) その他

- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。
- ウ その他詳細は、入札説明書による。
- エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

---

#### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 リップス旭岡25街区  
所在地 長岡市旭岡1丁目63番地 外  
設置者 高野不動産株式会社
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗の所在地  
（変更前）長岡市上条高畑土地区画整理事業地内25街区  
（変更後）長岡市旭岡1丁目63番地 外
- 3 変更年月日  
平成30年4月28日
- 4 変更の理由  
土地区画整理事業の施行に伴い、新たな地番が決定したため。
- 5 届出年月日  
平成30年10月4日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
（なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間  
平成30年10月19日から平成31年2月19日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

#### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 リップス旭岡26街区  
所在地 長岡市旭岡1丁目86番地 外  
設置者 高野不動産株式会社
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗の所在地

(変更前) 長岡市上条高畑土地区画整理事業地内26街区

(変更後) 長岡市旭岡 1 丁目86番地 外

- 3 変更年月日  
平成30年 4 月28日
- 4 変更の理由  
土地区画整理事業の施行に伴い、新たな地番が決定したため。
- 5 届出年月日  
平成30年10月 4 日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成30年10月19日から平成31年 2 月19日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

#### 大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 リップス愛宕  
所在地 長岡市東栄一丁目3番28号 外  
設置者 高野不動産株式会社 他2者
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗の所在地  
(変更前) 長岡市上条高畑土地区画整理事業地内26街区  
(変更後) 長岡市東栄一丁目3番28号 外
- 3 変更年月日  
平成28年 7 月30日
- 4 変更の理由  
土地区画整理事業の施行に伴い、新たな地番が決定したため。
- 5 届出年月日  
平成30年10月 4 日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成30年10月19日から平成31年 2 月19日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を

---

次のとおり公表する。

平成30年10月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 上越あるるん村  
所在地 上越市大道福田622番地 外  
設置者 えちご上越農業協同組合
- 2 届出の概要及び公告日  
概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗の名称の変更）に関する届出  
公告日 平成30年5月11日
- 3 意見の概要
  - (1) 上越市からの意見の概要  
意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間  
平成30年10月19日から平成30年11月19日まで

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年10月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 イオンモール新発田  
所在地 新発田市住吉町5丁目11番5号  
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 届出の概要及び公告日  
概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び所在地並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に関する届出  
公告日 平成30年5月25日
- 3 意見の概要
  - (1) 新発田市からの意見の概要  
意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間  
平成30年10月19日から平成30年11月19日まで

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県立海洋高校実習船「海洋丸」の売却について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年10月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 入札に付する事項
  - (1) 売却件名及び数量

- 県立海洋高校実習船「海洋丸」 1隻
- (2) 売却物件の概要  
入札説明書による。
- (3) 引渡場所  
能生漁港（新潟県糸魚川市大字能生地内）
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
本件入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(2) 指名停止期間中の者でないこと。  
(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。  
(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。  
(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付等  
入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 950-8570  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県教育庁財務課施設係  
電話番号 025-280-5591  
Eメール ngt500020@pref.niigata.lg.jp  
入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。
- 4 現地説明会日時及び場所  
(1) 日時  
平成30年11月13日（火） 13時30分  
(2) 場所  
能生漁港 海洋高校専用岸壁（新潟県糸魚川市大字能生地内）
- 5 入札日時、開札日時及び場所  
(1) 日時  
平成30年11月19日（月） 13時30分  
(2) 場所  
新潟県庁入札室（行政庁舎16階）（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）
- 6 その他  
(1) 入札保証金  
入札金額に当該金額の100分の8を加算した金額（1円未満の端数切捨て）の100分の5に相当する金額以上の金額（1円未満の端数切上げ）とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第43条第1号に該当する場合は免除する。  
(2) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額（1円未満の端数切上げ）とする。ただし、規則第44条に該当する場合は免除する。  
(3) その他  
詳細は入札説明書による。

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、看護靴について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年10月19日

新潟県病院事業管理者 岡 俊幸

#### 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

看護靴 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成31年3月15日(金)

## (4) 納入場所

新潟県立病院 13病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「雑類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局経営企画課財務係

電話番号 025-280-5555

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年10月29日(月)午後4時

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成30年11月2日(金)午後2時30分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、白衣及び看護衣等について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年10月19日

新潟県病院事業管理者 岡 俊幸

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

白衣及び看護衣等 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年3月15日(金)

(4) 納入場所

新潟県立病院 11病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「雑類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局経営企画課財務係

電話番号 025-280-5555

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 出荷引受書の提出期限

平成30年10月29日(月)午後4時

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年11月2日(金)午後1時30分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき出荷引受書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、看護室備品その2の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年10月19日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

#### 1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

看護室備品その2 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年8月30日（金）

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

- (5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 959-1397  
新潟県加茂市青海町1丁目9番1号  
新潟県立加茂病院経営課  
電話番号 0256-52-0701
- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限  
平成30年10月26日(金)午後5時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所  
平成30年11月2日(金)午前11時00分  
新潟県立加茂病院講堂
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他  
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)  
イ 詳細は入札説明書による。

---

#### 特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年新潟県病院局管理規程第17号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月19日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

#### 1 調達物品及び数量

全身用マルチスライスCT装置 一式

---

- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所  
新潟県立加茂病院経営課  
新潟県加茂市青海町1丁目9番1号
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方法  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
平成30年9月27日
- 6 落札者の氏名及び住所  
丸文通商株式会社 新潟支店  
新潟県新潟市西区小針南台8番13号
- 7 落札価格  
69,984,000円
- 8 入札公告日  
平成30年8月17日
- 9 落札方式  
最低価格

---

#### 公募型プロポーザル方式に係る手続開始について（公告）

新潟県立新発田病院院内保育施設運営業務委託について、次のとおり提案書の提出を招請する。

平成30年10月19日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

#### 1 業務の概要

##### (1) 業務名

新潟県立新発田病院院内保育施設運営業務委託

##### (2) 業務内容

新潟県立新発田病院職員の乳幼児を対象とする保育所の運営業務全般（詳細は募集要領及び仕様書に定める。）

##### (3) 納入期限

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

#### 2 参加表明及び提案者に求められる資格

以下の条件を全て満たす法人とする。

- (1) 認可保育施設又は認可外保育施設の運営（業務委託契約による運営を含む。）実績が3年以上であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者

ウ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

#### 3 提案者を選定するための基準

上記2に定めるとおりとする

#### 4 提案内容

提案内容は下記のとおりとし、提案書の様式、提案内容及び評価基準の詳細は募集要領に定める。

- (1) 会社概要及び運営実績
- (2) 業務提案等
- (3) 運営委託費見積書

#### 5 手続等

---

## (1) 事務局

〒957-8588 新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院庶務課庶務係

電話番号 0254-22-3121 (代表)

## (2) 募集要領等、提出書類の様式の交付

ア 交付期間 平成30年10月19日(金)から平成30年10月25日(木)

土日祝日を除く、各日午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 上記(1)に同じ

ウ 交付方法 交付場所において直接交付する(郵送による交付は行わない。)

また、新潟県立新発田病院のホームページからもダウンロードすることができる

## (3) 参加表明書の提出

ア 提出期限 平成30年10月26日(金)

午後5時まで(郵送の場合は当日必着)

イ 提出先 上記(1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出すること

## (4) 提案書の提出

ア 提出期限 平成30年11月16日(金)

午後5時まで(郵送の場合は当日必着)

イ 提出先 上記(1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出すること

## 6 審査及び結果の通知

## (1) 審査

業者の選定は新潟県立新発田病院院内保育施設運営委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が、提出された書類及びヒアリング等の結果に基づき審査を行い、最も優れた提案を行った者及び次点者を特定する。

## (2) ヒアリングの実施

選定委員会は、提出された提案書の内容について、提案者に対して面接ヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所等については、別途通知する。

## (3) 失格

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本件プロポーザル募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 提出書類に虚偽を記載して提出した者

ウ 提案書の提出期限に遅れた者

エ ヒアリングの時間に遅れた者

## (4) 審査結果の通知

各提案者に文書をもって通知する。

## 7 契約の締結

(1) 選定委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行う。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4のいずれかに該当することとなった場合は、契約の締結を行わないことがある。

(2) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。ただし、仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。

(3) 最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、選定委員会の審査により次点となった者と契約協議及び契約締結を行うことがある。

(4) 契約金額については、予算の範囲内で業務量等を勘案のうえ、年度ごとに交渉し決定する。

## 8 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

上記5(1)に同じ

(3) その他詳細は募集要領のとおりとする。

## 監査委員公表

## 監査の結果に基づく措置状況について

平成29年度企業会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定によりその内容を公表する。

平成30年10月19日

新潟県監査委員	栗	山	和	廣
新潟県監査委員	石	塚		健
新潟県監査委員	長	部		登
新潟県監査委員	高	橋		猛

企業会計

部局名	監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
企 業 局	<p><b>【発電管理センター】</b>                      発電所の監視制御・監視カメラ用の通信回線について、新規回線の接続などに伴う旧回線の休止手続きを失念していたため、不必要な回線の使用料を支出していたものが5件あった。                      適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【上越利水事務所】</b>                      100万円を超える除雪委託について、予定価格書及び契約書を作成していないものがあった。                      財務規程に基づいた事務処理を行われたい。</p>	<p>不必要な回線の休止手続きを行うとともに、他の通信回線には問題がないことを確認しました。                      今後は、チェック体制の強化と管理台帳の作成により、適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p>今後、除雪委託の契約にあたっては、関係法令を遵守し、予定価格書及び契約書の作成漏れがないよう適正な事務処理を行ってまいります。</p>
病 院 局	<p><b>【本庁】</b>                      過年度未収金について、決算日現在、1,964件42,565,029円が未納となっていた。                      未納額の早期収納に努められたい。</p> <p><b>【妙高病院】</b>                      過年度未収金について、決算日現在、65件1,118,331円が未納となっていた。                      未納額の早期収納に努められたい。</p>	<p>過年度未収金については、定期的な催告、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、早期収納に努めてまいります。                      また、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、引き続き早期収納に努めてまいります。                      また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p>

【中央病院】

1 過年度未収金について、決算日現在、3,485件 67,099,278円が未納となっていた。  
未納額の早期収納に努められたい。

2 100万円を超える委託業務に係る随意契約について、予定価格設定のための参考見積書を、参加資格・指名審査会で業者選定する前に徴しているものがあった。  
前回監査において、同様の不備があり、注意をしたにもかかわらず、今回も適正な事務手続がされていなかった。新潟県病院局参加資格・指名審査会設置要綱に基づく適正な事務手続を行われたい。

3 自動血圧計、検診台及び電動治療椅子について、不用決定をせずに廃棄していた。  
財務規程に基づく適正な事務処理を行われたい。

【十日町病院】

過年度未収金について、決算日現在、607件 14,961,489円が未納となっていた。  
未納額の早期収納に努められたい。

1 過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託することに加え、平成24年度から未収金徴収嘱託員を配置しており、引き続き早期収納に努めてまいります。

また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

2 職員への周知を図り、新潟県病院局参加資格・指名審査会設置要綱に基づいた適正な事務手続を行ってまいります。

3 職員への周知を図るとともに、複数人での確認を徹底し、財務規程に基づいた適正な事務処理を行ってまいります。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、引き続き早期収納に努めてまいります。

また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回

	<p><b>【吉田病院】</b>                  個人情報記録された私物のUSBメモリについて、一時的に紛失していたものがあった。                  個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p><b>【がんセンター新潟病院】</b></p> <p>1 病院に勤務する事務職員が、平成27年度から平成29年度にかけて病院の物品を多数窃取していたことが分かった。                  こうした事件が起きたこと、また未然に防止できなかったことは、県民の信頼を大きく損なう極めて憂慮すべき事態である。                  再発防止のため、物品の適切な管理体制を構築し、県民の信頼回復に取り組まされたい。</p> <p>2 病院に勤務する事務職員が、自身及び上司が病院内で使用している公用パソコン内から個人情報を含む電子データをUSBメモリに保存し、無断で病院から持ち出していた。                  機密性の高い情報を多数取り扱う病院として、適正な情報管理を徹底し、再発防止に万全を期されたい。</p> <p>3 平成26年度から平成28年度までの間に、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の支給に係る事務処理の不適正により支給額の過不足を生じさせ、173人に対して総額3,937,393円の追給を、152人に対して総額1,040,856円の返納をさせる事態を生じさせた。                  再発防止のため管理監督者の業務管理を徹底させるとともに、内部けん制が機能するよう適正な事務処理を行われたい。</p> <p>4 過年度未収金について、決算日現在、1,453件30,128,575円が未納となっていた。                  未納額の早期収納に努められたい。</p>	<p>収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>個人情報の取扱いについて職員に周知するとともに、再発防止の徹底に努めてまいります。</p> <p>1 物品の管理については、定期的な現物確認を行い、在庫管理を徹底することにより、財務規程に基づいた適正な管理を行ってまいります。                  また、保管場所については、立ち入りを制限し、監視カメラの設置等監視体制を強化することにより、再発防止に努めてまいります。</p> <p>2 USBメモリ等の記録媒体の管理については、所属保管とし、持ち出しを制限するとともに、記録媒体の管理の徹底について職員に周知し、再発防止に努めてまいります。</p> <p>3 手当の不適正な事務処理を防止するため、複数名での確認の徹底、チェックマニュアルを作成及び部門ごとの担当者の定期的な交替と抽出確認による相互けん制体制の強化を行い、適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p>4 過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、引き続き早期収納に努めてまいります。                  また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p>
--	---	---

	<p><b>【新発田病院】</b>                  過年度未収金について、決算日現在、2,942件 78,908,995 円が未納となっていた。                  未納額の早期収納に努められたい。</p> <p><b>【リウマチセンター】</b>                  過年度未収金について、決算日現在、52件 1,188,147 円が未納となっていた。                  未納額の早期収納に努められたい。</p>	<p>さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託することに加え、平成21年度から未収金徴収嘱託員を配置しており、引き続き早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、引き続き早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p>
--	--	--

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第8号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年10月19日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）に対応する同表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

改正後		改正前	
<b>別表</b>		<b>別表</b>	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
古物営業法関係	(1)～(16) (略) <u>(17) 古物法第14条第1項ただし書の規定による仮設店舗営業の届出の受理</u> (18) (略) (19) (略) (20) (略) (21) (略) (22) (略) (23) (略) <u>(24) 古物営業法の一部を改正する法律(平成30年法律第21号。以下「改正古物法」という。)附則第2条第1項の規定による主たる営業所等の届出の受理</u> <u>(25) 改正古物法附則第2条第2項の規定による他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理</u> (26) (略) (27) (略) (28) (略) (29) (略) (30) (略) (31) (略) (32) (略) (33) (略) (34) (略) (35) (略) (36) (略) (37) (略) (38) (略) (39) (略) (40) (略) (41) (略) (42) (略)	古物営業法関係	(1)～(16) (略) (17) (略) (18) (略) (19) (略) (20) (略) (21) (略) (22) (略) (23) (略) (24) (略) (25) (略) (26) (略) (27) (略) (28) (略) (29) (略) (30) (略) (31) (略) (32) (略) (33) (略) (34) (略) (35) (略) (36) (略) (37) (略) (38) (略) (39) (略)

<u>(43)</u> (略)	<u>(40)</u> (略)
<u>(44)</u> (略)	<u>(41)</u> (略)
<u>(45)</u> (略)	<u>(42)</u> (略)
<u>(46)</u> (略)	<u>(43)</u> (略)
<u>(47)</u> (略)	<u>(44)</u> (略)
<u>(48)</u> (略)	<u>(45)</u> (略)
<u>(49)</u> (略)	<u>(46)</u> (略)
<u>(50)</u> (略)	<u>(47)</u> (略)
<u>(51)</u> (略)	<u>(48)</u> (略)
<u>(52)</u> (略)	<u>(49)</u> (略)
<u>(53)</u> (略)	<u>(50)</u> (略)
<u>(54)</u> (略)	<u>(51)</u> (略)
<u>(55)</u> (略)	<u>(52)</u> (略)
<u>(56)</u> (略)	<u>(53)</u> (略)
<u>(57)</u> (略)	<u>(54)</u> (略)
<u>(58)</u> (略)	<u>(55)</u> (略)
<u>(59)</u> (略)	<u>(56)</u> (略)
<u>(60)</u> (略)	<u>(57)</u> (略)
<u>(61)</u> (略)	<u>(58)</u> (略)
(略)	(略)

附 則

この規則は、平成30年10月24日から施行する。

新潟県公安委員会規則第9号

古物営業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年10月19日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

古物営業法施行細則の一部を改正する規則

古物営業法施行細則（昭和37年新潟県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前				
<p>(許可の取消し)</p> <p><b>第7条</b> 法第6条第1項又は法第24条の規定による古物営業の許可の取消しは、別記様式第5号により行うものとする。</p> <p><b>別記様式第5号</b>（第7条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">許 可 取 消 処 分 通 知 書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">第6条第 古物営業法（昭和24年法律第108号） 第24条</p> <p><u>1項</u></p> <p>の規定により、次のとおり古物営業の許可を取り消した。</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">(略)</div> </div> <p>(略)</p> <p><b>別記様式第17号</b>（第17条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">許 可 取 消 等 通 知 書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">適用法条</td> <td>古物営業法（第6条第1項・第24条）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> </div> <p>(略)</p>	適用法条	古物営業法（第6条第1項・第24条）	<p>(許可の取消し)</p> <p><b>第7条</b> 法第6条又は法第24条の規定による古物営業の許可の取消しは、別記様式第5号により行うものとする。</p> <p><b>別記様式第5号</b>（第7条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">許 可 取 消 処 分 通 知 書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">第6条 古物営業法（昭和24年法律第108号）の 第24条</p> <p>規定により、次のとおり古物営業の許可を取り消した。</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">(略)</div> <p>(略)</p> </div> <p>(略)</p> <p><b>別記様式第17号</b>（第17条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">許 可 取 消 等 通 知 書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">適用法条</td> <td>古物営業法（第6条・第24条）</td> </tr> </table> <p>(略)</p> </div> <p>(略)</p>	適用法条	古物営業法（第6条・第24条）
適用法条	古物営業法（第6条第1項・第24条）				
適用法条	古物営業法（第6条・第24条）				

附 則

この規則は、平成30年10月24日から施行する。